

財務諸表の承認に係る事務局における確認について

1 確認の方針

- (1) 財務諸表は、県民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。
- (2) 地方独立行政法人法第34条の規定により、知事は、財務諸表の承認に当たって、評価委員会の意見を聴くこととされている。
- (3) これに先立ち、事務局においては、合规性の遵守と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

2 確認内容

(1) 合规性の遵守

チェック項目	チェック結果
1 提出期限は遵守されたか。	法定期限の6月末日までに財務諸表等が提出された。
2 法定書類は全て提出されたか。	次の書類が提出された。 ①財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ②決算報告書 ③事業報告書 ④監事・会計監査人の意見
3 監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	監事の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認に当たり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
1 記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
2 計数は整合しているか。	合計等の基本的な計数について、整合を確認した。
3 書類相互間における数値の整合は取れているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。
4 運営費交付金に係る会計処理は適正か。	期間進行基準の適用事業について、運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認した。

3 確認結果及びコメント

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額上の重要性の認められる齟齬等はなく、知事による財務諸表の承認に当たって、事務局として特段のコメントはない。